



常に災害から身を守る意識を持ちましょう

問い合わせ 総務課 ☎2119

今年の夏は、全国各地で記録的な大雨が降り、多くの被害をもたらしました。西日本の太平洋側では8月の降水量が平年と比べて、30.1%と1946年の統計開始以降最も多い記録となりました。それに伴い日照時間も平年と比べて、54%と統計開始以降最も少なくなっています。本市においても平年と比べて降水量が43.2%、日照時間が40%となりました。今年8月6日の本市の大雨と8月20日の広島市に大きな被害をもたらした大雨はどちらも夜中に発生したものでした。今後も災害はいつ何時起こるかわかりません。今一度自ら命を守るため、今回は避難について考えてみましょう。

通常、避難と言えば市が指定した避難場所に避難するというイメージがあると思います。しかし夜間など、暗く足元が確認できない状況での屋外への避難行動は、かえって危険となる場合があります。実際に過去には、大雨の中、避難所へ向かう途中に濁流にのまれ命を落としたという例があります。道路が冠水していたり、川が氾濫しそうなっているなど屋外に出ることが危険と判断できる場合は、屋内の2階以上の階などへ避難する方が安全な場合もあります。

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則です。「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇することなく自主的に避難行動をとりましょう。

避難行動とは

避難行動には「立ち退き避難」と「屋内安全確保」があります。

立ち退き避難

○安全な場所への移動
市が指定をしている避難場所や公園、親戚・友人の家、近隣の高い建物など安全な場所を、災害時に避難できるように事前に確認をしておきましょう。

屋内安全確保

○建物内の安全な場所への移動

屋内の2階以上の階や、山から遠い側の部屋へ移動をしましょう。

災害時にどちらの避難行動が適切か瞬時に判断するために、ハザードマップなどで、どのような災害に遭う危険があるかを確認し、どこに避難するかを決めておきましょう。

避難行動が取れる準備をしておきましょう

夕方以降で大雨注意報が発令されており、今後も雨が降り続く予報が出たときは、夜中に大雨警報や土砂災害警戒情報などが発令される可能性があります。それに伴い市が避難勧告などを発令することがありますので、避難行動が取れる準備をしておきましょう。

気象の注意報・警報・雨量の情報など自分が必要な情報を地域別にパソコンや

携帯電話のメールで取得できる、広島県の「防災情報メール」通知サービスなどを利用しましょう。
<http://www.bousai-mail.pref.hiroshima.jp/home.jsp>

災害に備えた自宅のチェックポイント

○屋根
瓦やトタンのはがれ・ずれはないか。アンテナがしっかり固定してあるか。

○雨どい
つなぎ目がはがれていないか。落ち葉や土が溜まっていないか。

○ベランダ
風に飛ばされる物は置いていないか。

○窓ガラス
窓枠にがたつき・緩みなどがなくないか。

○外壁
ひび割れ・破損などがないか。

○屋外の設置物
プロパンガスのボンベや小型の物置などが浸水で流されたり、強風で倒れないようにしっかりと固定してあるか。

市が発令する避難に関する情報は、表の順に緊急度が高い区分となっています。

区分	内容
避難準備情報	高齢者や障害者の方など、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった場合に、提供する情報。
避難勧告	通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった場合に、提供する情報。
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ○堤防の隣接地、地域の特性などから人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ○人的被害が発生した状況。 以上の場合に提供する情報。

緊急度

高

全国瞬時警報システムの緊急試験放送を実施します

問い合わせ 総務課 ☎2119

緊急情報を、人工衛星を用いて瞬時に伝達する全国瞬時警報システム(通称: J-ALERT)に関し、市民の皆さんへの情報伝達体制に万全を期すため、国が全国一斉自動放送等試験を実施することに伴い、市でも防災行政無線の自動起動による一斉放送試験を実施しますのでお知らせします。

とき 11月28日(金) 11時
※ 災害の発生状況、気象状況などによっては国の判断により試験を中止する場合があります。

放送内容(予定)
「これは試験放送です。」×3回→「こちらは防災大竹市役所です」→チャイム

普通救命講習受講者募集

問い合わせ 消防署 ☎0119

いざというときのための応急手当として心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)の使用法を習得していただく普通救命講習を開催します。

救急車が到着するまでの応急処置こそが、大切な人の命を守ることに繋がります。この機会にぜひ受講してください。

とき 11月16日(日) 9時~12時

ところ 消防署

対象 市内在住または勤務の方

定員 20人程度

申し込み

11月9日(日)までに受講申請書を記入の上、消防署へ。ファクス(☎2928)でも受け付けています。

申請書は市ホームページからダウンロードできます。